



厚生労働省

徳島労働局労働基準部賃金室

Press Release

担	平成28年11月29日発表 徳島労働局労働基準部賃金室
当	室長 新居 明 補佐 阿部道明 (電話) 088 (652) 9165

徳島県特定最低賃金は、 12月21日から改正されます

徳島労働局長（飯野 弘仁）は、徳島県内の三つの特定の産業に適用される「特定最低賃金」について、最低賃金額を改正する決定を行いました。特定最低賃金は平成28年12月21日から発効されます。

なお、県内の全ての労働者・使用者に適用される「徳島県最低賃金」は、平成28年10月1日から時間額716円に改正されています。

1 徳島県特定最低賃金について

<適用される産業と改正される最低賃金額>

産業名	時間額	前年との比較	発行日
徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業	824円	現行810円から 14円引上げ	平成28年 12月21日
徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	857円	現行840円から 17円引上げ	
徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	822円	現行805円から 17円引上げ	

<効力>

最低賃金が発効すると、最低賃金額に達しない労働契約はその時点で無効となり、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。（最賃法第4条第2項）

<発効日の当日の賃金から引上げが必要>

賃金計算期間の途中に発効日がある場合であっても、発効日以降は改定後の最低賃金以上の賃金を支払う必要があります。

特に、月給制の時間換算額が改定後の最低賃金額と比較して低くなっている場合には、日割り計算の方法等による引上げが必要となります。

<適用を除外される労働者>

特定最低賃金の適用を除外される労働者については、資料 No. 1 「特定最低賃金の改正答申の概要」に記載されたとおりであり、これらの労働者は徳島県最低賃金が適用されます。

なお、外国人技能実習生については、当該業務に一定の経験を有しているものであるため、適用を除外される労働者には該当しません。

2 官報公示日及び発効日

徳島労働局長は、審議会答申どおりの内容で特定最低賃金を改正することを決定し、「造作材」は11月4日、「一般機械」は11月18日、「電気機械」は11月15日に、それぞれ官報に公示しました。

3業種の最低賃金は、いずれも12月21日付けで発効します。

3 今後の取組

徳島労働局では、県民の皆様に、各自治体への広報紙誌による広報依頼や経営者団体及び労働団体の傘下の企業・組合員への周知依頼、パンフレットやリーフレット、ポスターの作成・配布などにより、各特定最低賃金の周知徹底を図ります。

<添付資料>

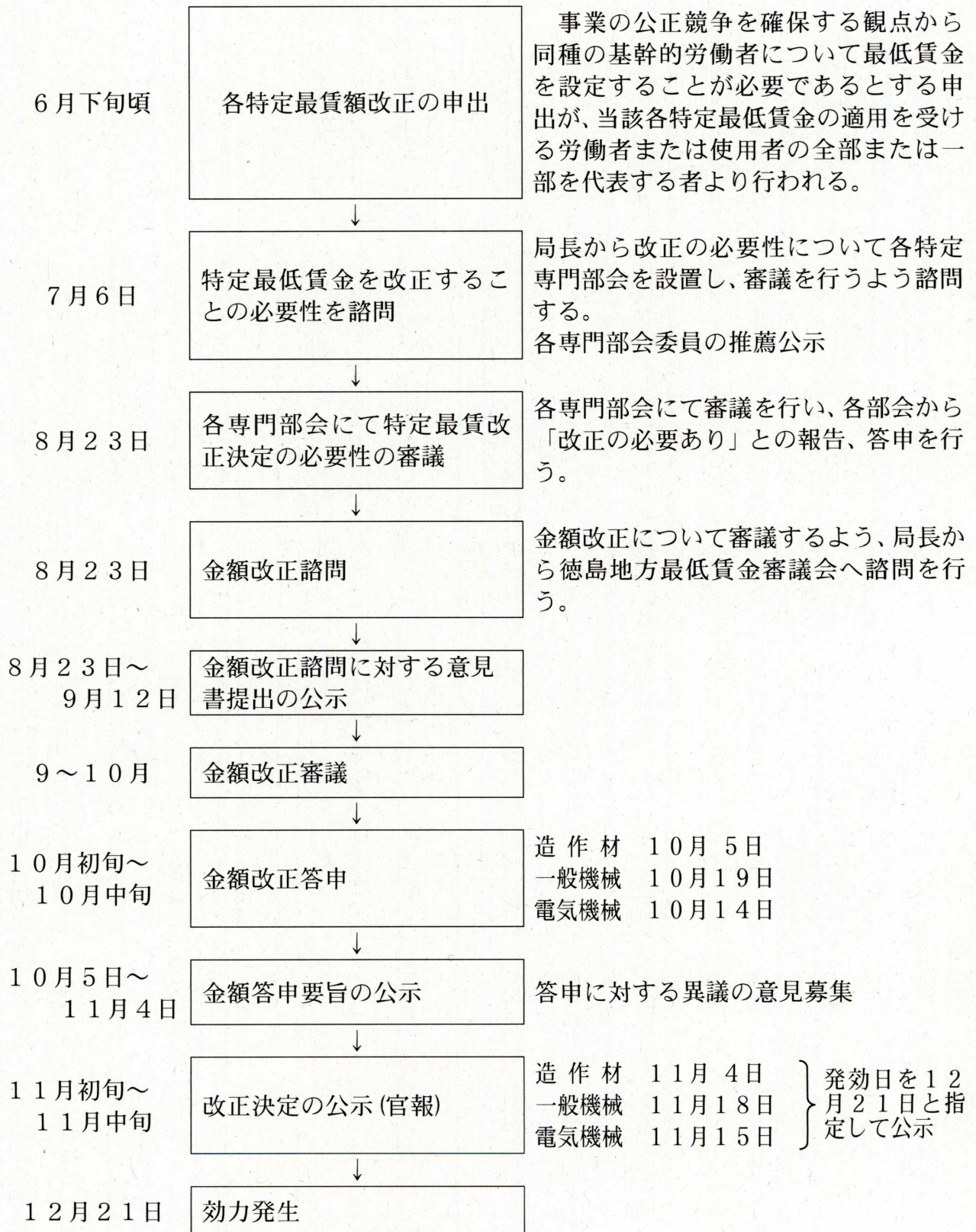
No. 1 特定最低賃金の改正答申の概要

No. 2 特定最低賃金の審議の流れ

特定最低賃金の改正答申の概要

件名	徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金	徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
適用する範囲	徳島県全域		
適用する使用者	徳島県の区域で各産業を営む使用者		
適用する労働者	上記使用者に使用される労働者		
適用除外される労働者	(1) 18歳未満または65歳以上の者		
	(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの		
	(3) 次に掲げる業務に主として従事する者		
	イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束・包装・箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務	イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務	イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務
(4) 繊維板製造業及び床板製造業に従事する者	(4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	(4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者	
最低賃金額	時間額824円	時間額857円	時間額822円
答申のあった日	10月5日	10月19日	10月14日
異議の申出期間	答申日から 10月20日まで	答申日翌日から 11月4日まで	答申日から 10月31日まで
官報公示日	11月4日	11月18日	11月15日
効力発生の日	平成28年12月21日		
引上げ前最賃額	時間額810円	時間額840円	時間額805円
引上げ額	14円	17円	17円
引上げ率	1.73%	2.02%	2.11%

特定最低賃金の審議の流れ



最低賃金、チェックです

徳島県最低賃金

時間額

716円



すマ第16-137号

【発効日】平成28年10月1日

徳島県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。
なお、下記の産業には特定最低賃金が適用されます。

特定最低賃金

産業名	時間額(円)	適用除外される労働者	発効日
造作材・合板・ 建築用組立材料 製造業	824	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束、包装、箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務 (4) 繊維板製造業及び床板製造業に従事する者	平成28年12月21日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業	857	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	822	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者	

◎ 最低賃金に関するお問い合わせ・ご相談は、徳島労働局労働基準部賃金室(TEL088-652-9165)又は最寄りの労働基準監督署までホームページにも最低賃金の情報が掲載されています。 <http://www.tokushima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

「業務改善助成金」が大幅に拡充されました！ 賃金の引き上げ額に応じて助成金の上限額が200万円に！

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行い、一定額以上の賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する制度です！

◎ 徳島労働局雇用環境・均等室 (TEL088-652-2718) にお問い合わせ・ご相談ください。

1 最低賃金はすべての人に適用されます

最低賃金は、常用、臨時、パート、アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わず、県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

しかし、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の①～⑤の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- ①精神または身体の障害により著しく労働能力の低い方
 - ②試の使用期間の方
 - ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方うちの厚生労働省令で定める方
 - ④軽易な業務に従事する方
 - ⑤断続的労働に従事する方
- 減額の特例許可を受けようとする使用者は、所定の様式による申請書2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

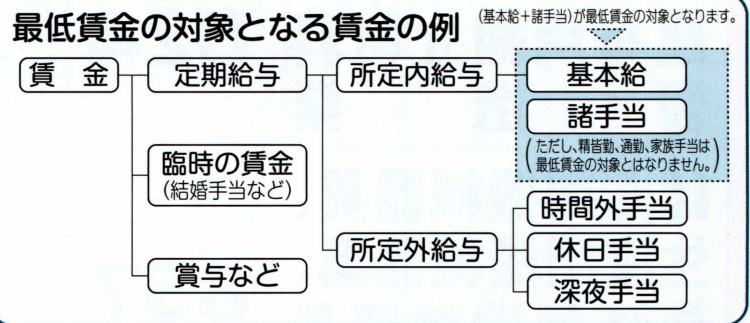
2 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが、最低賃金の対象になります。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）

- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当



3 最低賃金額との比較方法

地域別最低賃金及び特定最低賃金ともに、時間額のみが表示となっていますので、実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、②に記載した最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

■最低賃金との比較方法

あなたの給料が、

①時間給の場合

$$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額}$$

②日給の場合

$$\text{日給} \div \text{1日平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$$

③月給の場合

$$\text{月給} \div \text{1か月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$$

④上記①、②、③の組み合わせの場合

例えば、基本給が時間給制で、各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ①、③式により時間額

に換算し、それらを合計したものを最低賃金額と比較します。

月給制の場合の比較方法の例

徳島県で働くAさんは、

- 1日の所定労働時間は8時間
- 年間所定労働日数 260日
- 年間総所定労働時間
8時間×260日=2080時間
- 月給 124,000円

で働いています。

■徳島県最低賃金額は716円(時間額)ですので、

$$\frac{124,000 \text{円}}{2080 \text{時間} \div 12 \text{ヵ月}} = 715.38 \dots \text{円} < 716 \text{円}$$

したがって、この場合は

最低賃金額を下回ることとなります。